

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により公告する。

令和7年3月28日 松山地方法務局筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和6年第10号
対象土地	松山市余戸西二丁目2259番4
	松山市余戸西二丁目2260番3